471-[redacted]

愛知県豊田市[redacted]

[redacted] 様
[redacted] さん　）

通知書番号 [redacted]

過誤納番号 発生理由	令和 [redacted] 年度　歳入 [redacted] 誤納付により

令和 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日

豊田市長　太田稔彦　印

参加者負担金過誤納金還付通知書

あなたが納められました負担金が、納めすぎとなりましたのでお返しします。

①納めすぎになった金額	＋	③還付加算金	－	②充当した金額	＝	④お返しする金額
5,500		0		0		5,500

○還付金の受け取り方法

あなたの還付金は、下記の口座へ振り込みます。　（振込予定日）令和 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日

（金融機関名）
（口座番号　）
（口座名義人）[redacted]

①納めすぎになった金額の明細

令和 [redacted] 年度　放課後負担金

期別	区分	納付済額	納付すべき金額	納めすぎになった金額	最新納付日
06	本税	11,000	5,500	5,500	[redacted]
①納めすぎになった金額　円				5,500	

◎充当明細がある場合は、この通知書が領収書にかわるものですから大切に保管してください。

◎この通知について不服がある場合においては、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議の申し立てをすることができます。処分取消しの訴えは、当該異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先
〒471－8501　豊田市西町3丁目60番地　豊田市役所　こども・若者政策課（東庁舎2階）
電話（0565）34－6630　（直通）

②充当した金額の明細

年度	区分	種別	期別	金額	延滞金等	合計
②納められていない負担金へ充当した金額　円						0

③還付加算金の明細　〔計算基礎額＝納めすぎになった金額〕（ただし、千円未満は切り捨てる）

区分	A計算基礎額	計算期間 除算期間	B日数	C還付加算金計算額
③還付加算金合計　円				0